

教育相談の基本的な 考え方と活動の体制

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通している。ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向がある。

この発想の違いから、時には、毅然とした指導を重視すべきなのか、受動的な援助を重視すべきなのかという指導・援助の方法を巡る意見の違いが顕在化することもある。しかし、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要である。そのため、教職員には、以下のような姿勢が求められる。

- 1 指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
 - 2 児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
 - 3 どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。
- また、教育相談は、生徒指導と同様に学校内外の連携に基づくチームの活動として進められる。その際、チームの要となる教育相談コーディネーターの役割が重要である。

児童生徒理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解である。児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要となる。また、学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右する。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、SC、SSWの専門的な立場からの児童生徒理解、生活実態調査やいじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効である。

特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になる。

教育相談の進め方

教育相談は全ての児童生徒を対象に、学校生活への適応と人格の成長を目指して、あらゆる教育活動を通して、全ての教職員が、適時、行うものである。授業やその他休み時間、清掃時、給食時、部活動等あらゆる場面が、児童生徒の様々な情報をつかみ、児童生徒理解を深める大切な機会となる。

【発達支持的教育 相談】

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動であり、個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言える。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、日常の会話や声かけ等、通常の教育活動の中で、全ての児童生徒に対して、一人一人を大切にしたい何気ない丁寧な関わりをすることが大切である。

【課題予防的教育 相談】

「課題予防的教育相談」は、全ての児童生徒を対象に、いじめや暴力の防止、SOSの出し方等のプログラムを学校全体で取り組む「課題未然防止教育」と、特定の問題や課題の未然防止のため、発達課題の積み残しや、何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、環境的に厳しい状態にある児童生徒等を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う「課題早期発見対応」が挙げられる。

児童生徒の危機のサインに気付くには、教職員が日頃から児童生徒への丁寧な関わりや観察を行い、身体や行動のちょっとした変化に気付くことが大切である。他にも定期相談、児童生徒の作品の活用、質問紙調査等を行うことで悩みや不安を抱える児童生徒を早期に見つけることも有効である。

児童生徒の危機のサインに気付いたときは、決して一人で抱え込まず、該当の児童生徒に関わる教職員と情報を共有し、リスクの高いものについては校内外チームによる早期の支援や介入を行う必要がある。

【困難課題対応的教育相談】

「困難課題対応的教育相談」は、困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒等を対象とする。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSW等の専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉等の観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要である。

生徒指導と教育相談が一体となった支援

教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動である。また、教育相談はコミュニケーションを通して気付きを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけでもある。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるという生徒指導の考え方と重なり合うものであり、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になる。

児童生徒の発達上の課題や問題行動の多様化・深刻化が進む中で、今起きていることの意味を探り今後起こり得る展開を予測し、ばらばらな理解による矛盾した対応を避け、共通理解に基づく組織的対応を行うことの必要性が高まっている。そのため、学校として組織的な生徒指導を進める上で、心理的・発達の理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメント力や実際の指導場面での臨機応変で柔軟な対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力等を備えることが求められている。教育相談の基盤となる心理学の理論やカウンセリングの考え方、技法は児童生徒理解において有効な方法を提供するものと考えられる。

教職員、保護者、地域等との連携

担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がる。また、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠である。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出される。

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にしていくことが重要である。日頃から、家庭訪問や電話連絡を行い、学校だよりや学級・学年通信等で学校、学級の児童生徒の様子を伝え、PTAの会報、保護者会等により保護者との相互の交流を深め、信頼関係を築くことが大切である。地域住民に学校だより等を配布し、学校としての指導方針や教育活動を広報したり、地域懇談会や関係機関等との懇談等を通して交流と連携を深めたりするなどの取組も必要である。

《参考資料》

- 「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）
- 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
（教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月）
- 「学校不適應の未然防止のために」教育相談リーフレットⅠ・Ⅱ・Ⅲ
（京都市総合教育センター 平成28年5月～平成30年5月）